

# 青森県報

第三千五百九号

平成二十四年  
三月五日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による医療機関の指定.....	(健康福祉課).....	一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出.....	(同).....	一
右 同.....	(同).....	一
右 同.....	(同).....	一
右 同.....	(同).....	一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出.....	(同).....	二
右 同.....	(同).....	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定.....	(同).....	三
右 同.....	(同).....	三
右 同.....	(同).....	三
右 同.....	(同).....	三
救急病院の設置.....	(医療薬務課).....	六
漁船保険付保義務の発生.....	(下北地域民局).....	六

## 告

## 示

青森県告示第百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
佐藤歯科診療所	弘前市大字賀田字大浦八一の二	平成三〇・三〇

青森県告示第百五十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	施設の種類	廃止年月日
梅村病院	弘前市大字石渡一丁目一の六	介護療養型医療施設	平成三〇・三〇

青森県告示第百五十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法

(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	医療法人芳真会	主たる事務所の所在地	弘前市大字石渡一丁目一の六	居宅介護の種別	訪問看護	名称	梅村病院	所在地	弘前市大字石渡一丁目一の六	廃止年月日	平成二〇・五・三
名称	株式会社弘前市薬剤師薬局	主たる事務所の所在地	弘前市大字富田三丁目一四の一	居宅介護の種別	短期入所療養介護 居宅療養管理指導	名称	弘前市薬剤師薬局	所在地	弘前市大字富田三丁目一四の一	廃止年月日	二〇・二・七

青森県告示第百五十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	医療法人芳真会	主たる事務所の所在地	弘前市大字石渡一丁目一の六	名称	梅村病院	所在地	弘前市大字石渡一丁目一の六	廃止年月日	平成二〇・五・三
----	---------	------------	---------------	----	------	-----	---------------	-------	----------

青森県告示第百五十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	医療法人芳真会	主たる事務所の所在地	弘前市大字石渡一丁目一の六	介護予防の種別	訪問看護	名称	梅村病院	所在地	弘前市大字石渡一丁目一の六	廃止年月日	平成二〇・五・三
名称	株式会社弘前市薬剤師薬局	主たる事務所の所在地	弘前市大字富田三丁目一四の一	介護予防の種別	短期入所療養介護 居宅療養管理指導	名称	弘前市薬剤師薬局	所在地	弘前市大字富田三丁目一四の一	廃止年月日	二〇・二・七

青森県告示第百五十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名称	住所	名称	住所	休止年月日
居宅介護事業の種類	株式会社友情	黒石市大字中川字富田一の二	介護サービス「ゆうじよ」弘前	弘前市大字徒町川端町一	平成二四・一・一
訪問介護					

青森県告示第百五十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名称	住所	名称	住所	休止年月日
介護事業の種類					

株式会社友情	黒石市大字中川字富田一の二	介護予防訪問介護	介護サービス「ゆうじよ」弘前	弘前市大字徒町川端町一	平成二四・一・一
--------	---------------	----------	----------------	-------------	----------

青森県告示第百五十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	施設の種類	指定年月日
つめむら	弘前市大字石渡一丁目一の六	介護老人保健施設	平成二四・六・一

青森県告示第百六十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

有限会社 ンケア	株式会社 里	株式会社 スルアドバ	真鍋 宏	SA株式 社	"	医療法人 真会	"	"	"	"	M株式 会社	名 称	居 宅 介 護 事 業 者
三戸郡南 部町大 字平字 虚空蔵 四の三	上北郡野 辺地町 字大月平 三四の 二三	八戸市大 字白銀 の二二	八戸市大 字尻内 の鴨池一 五	弘前市大 字神田 の四の二 二	"	弘前市大 字石渡 の一丁目 一の六	"	"	"	"	平川市碓 ケ関湯 向川添五 一の二	所 在 地	居 宅 介 護 事 業 者
居宅療養 管理指導	訪問介 護	居宅療養 管理指導	通所リハ ビリテー ション	訪問介 護	短期入 所 療養介 護	通所リハ ビリテー ション	"	"	"	"	居宅療養 管理指導	類 種	居 宅 介 護 事 業 者
サンケア 薬局	訪問介 護 する里	城下調剤 薬局	はちのへ 西 脳神経ク リ	ヘルパ ー ション	"	うめむら	碓ケ関調 剤局	ノア調剤 薬局	メイプル 調剤局	なないろ 調剤局	青山調剤 薬局	名 称	居 宅 介 護 事 業 者
八戸市石 堂一丁 目一五の 九	上北郡野 辺地町 字大月平 三三三の 四	八戸市城 下四丁目 目一三五	八戸市大 字尻内 の鴨池一 五	弘前市大 字神田 の四の二 二	"	弘前市大 字石渡 の一丁目 一の六	平川市碓 ケ関湯 向川添五 一の二	五所川原 市金木 町四八の 一ノア内 ンター	黒石市寿 町二	弘前市大 字駅前 の三の扶 岳	弘前市大 字青山 の一丁目 一の二	所 在 地	居 宅 介 護 事 業 者
三 六 一 五	三 七 一	三 六 一	三 七 一	三 七 一 四	"	"	"	"	"	"	平成 二 三 六 一	指 定 日	

青森県告示第百六十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規

株式会社 イズトナ	社会福祉 法人伸康会	株式会社 コ	株式会社 共	株式会社 弘	社会福祉 法人弘前 豊徳法 会	社会福祉 法人みや ぎ会	株式会社 チイ学 館	株式会社 ま
上北郡東 北町旭 南三丁目 二九六 号の二	弘前市大 字独狐 一丁目一 二一	弘前市大 字原ケ 五二丁目 五の三	弘前市大 字清原 二丁目一 の二	弘前市大 字富田 三丁目一 四の一	弘前市大 字大川 一丁目一 八の八	八戸市大 字河原 の八太郎 山一	東京都千 代田区 神田駿河 台二丁目 九	弘前市大 字広野 二丁目一 の七
訪問介 護	訪問介 護	訪問看 護	訪問看 護	居宅療 養 管理指 導	通所リハ ビリテー ション	訪問リハ ビリテー ション	訪問看 護	通所介 護
ト ク エ ア サ ポ ー ト ン エ	ホーム ケア 平成の 里	訪問看 護 ス テ ィ ン グ シ ョ ン	訪問看 護 共 同	株式会社 弘 前市薬 剤師 薬局	サンタ ハ ウ ス リ ハ ビ リ テ ィ ン グ シ ョ ン	介護老 人保 健施設 とわ	セン タイ ケ ア 訪 問 看 護 シ ョ ン	デイ サー ビ ス セン ター わ
上北郡東 北町旭 南三丁目 二九六 号の二	弘前市大 字石渡 四丁目一 三の七	弘前市大 字原ケ 五二丁目 五の三	弘前市大 字清原 二丁目一 の二	弘前市大 字富田 三丁目一 四の一	弘前市大 字大川 一丁目一 九の八	十和田市 大字洞 内字長 田六の 六	八戸市根 城三丁 目四の 一七	弘前市大 字広野 二丁目一 の七
二 四 一 一	二 四 二 一	二 四 一 三	二 四 一 七	三 三 二 一 六	三 三 二 三 〇	三 三 九 六	三 三 九 二 〇	三 三 七 一

定により告示する。

平成二十四年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名称	所在地	名称	所在地	指定期日
	医療法人芳真会	弘前市大字石渡一丁目一の六	うめむら	弘前市大字石渡一丁目一の六	平成 三〇・六 一
	バンドー介護サポート株式会社	弘前市大字西城北二丁目六の三	バンドー介護サポート株式会社 弘前センター	弘前市大字西城北二丁目三の四	三〇・九 二五
	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	ニチイケアセンターおいらせ	八戸市下長四丁目二の二一オフィス小茂一階三号	二〇・一 一
	"	"	ニチイケアセンターおいらせ	上北郡おいらせ町中平下長根山一の一三七	"

青森県告示第百六十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防防事業者	名称	所在地	指定期日
介護予防防事業の種類	名称	所在地	指定期日

株式会社ま	株式会社サ	株式会社祐	株式会社パ	真鍋 宏	S A 株式会	"	医療法人芳真会	"	"	"	M 株式会	
弘前市大字の七	弘前市大字の七	弘前市大字の七	弘前市大字の七	弘前市大字の七	弘前市大字の七	弘前市大字の七	弘前市大字の七	弘前市大字の七	弘前市大字の七	弘前市大字の七	弘前市大字の七	
介護予防防	介護予防防	介護予防防	介護予防防	介護予防防	介護予防防	介護予防防	介護予防防	介護予防防	介護予防防	介護予防防	介護予防防	
わスデ	局サン	る訪問	局城下	二脳は	晴テヘル	"	うめむら	薬局	局ノア	剤メイ	剤な	局青
二弘	目八	四上	目八	の八	五弘	"	一弘	向平	ン町五	黒石	ビ町弘	一弘
三〇・七	三〇・七	三〇・七	三〇・七	三〇・七	三〇・七	"	三〇・七	三〇・七	三〇・七	三〇・七	三〇・七	三〇・七

青森県告示第百六十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定によ

株式会社 アイバート ナ	社会福祉法 人伸康会	株式会社 ユ	株式会社 共	株式会社 弘 前市薬 剤師 薬局	社会福祉法 人弘前 豊徳 会	社会福祉法 人みや ぎ会	株式会社 二 チイ学 館	"	社会福祉法 人秋葉 会
上北郡 東北町 旭 南三丁 目二九 六 の二の 一	弘前市 大字 独 狐 一字 石田一 二二の 一	弘前市 大字 原 ケ 五平二 丁目五 の三	弘前市 大字 清 原 二丁目 一の二	弘前市 大字 富 田 三丁目 一四の 一	弘前市 大字 大 川 一字 中桜川 一八の 一	八戸市 大字 河 原 木字 八太郎 山一 の八一	東京都 千代田 区 神田駿 河台二 丁目九	"	八戸市 大字 河 原 木字 八太郎 山三 の一三 八
介護予 防 訪問介 護	介護予 防 訪問介 護	介護予 防 訪問看 護	介護予 防 訪問看 護	介護予 防 居宅療 養 管理指 導	介護予 防 通所リ ハビリ テーション	介護予 防 訪問リ ハビリ テーション	介護予 防 訪問看 護	介護予 防 訪問介 護	介護予 防 訪問看 護
ケアサ ポート ONE	ホーム ケア 平成の 里	訪問看 護 サービス センター 原ケ平	訪問看 護 事業所 共	株式会社 弘 前市薬 剤師 薬局	サント クニハ ツ スクリ ン 通信リ ンテ ィ	介護老 人保 健施設 とわ だ	ニチイ ケア センター 訪問看 護 サービス センター	八太郎 山居 宅支 援セ ン ター	八太郎 山居 宅支 援セ ン ター 訪問看 護 サービス センター
上北郡 東北町 旭 南三丁 目二九 六 の二の 一	弘前市 大字 石 渡 四丁目 一三三 の七	弘前市 大字 原 ケ 五平二 丁目五 の三	弘前市 大字 清 原 二丁目 一の二	弘前市 大字 富 田 三丁目 一四の 一	弘前市 大字 大 川 一字 中桜川 一九の 一	十和田 市 大字 洞 内字 長田六 の六	八戸市 根 城三 丁目 四の一 七	"	八戸市 大字 河 原 木字 八太郎 山三 の一四
二四・一・一	二四・二・一	二四・一・三	二四・一・七	二二・二・六	二二・二・〇	二二・九・六	二二・九・〇	"	二二・九・一

り、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。  
平成二十四年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
弘前市立病院	弘前市大字大町三丁目八の一	平成二十七年二月二十六日

青森県告示第百六十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
むつ市川内町川内四一八番地一 木下 一男	川内
むつ市川内町松川稲沢八番地二 橋本 力太郎	
むつ市川内町家ノ上六六番地 菊池 和彦	

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭